

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業に係る事前登録
根拠法令等及び条項		栃木市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱第9条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 第3条、第4条、第7条及び第9条第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成31年 3月26日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱抜粋 (支給対象者)</p> <p>第3条 給付金の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。</p> <p>(3) 次条に掲げる資格を取得するための養成機関において1年以上の教育課程を修業し、当該資格の取得が見込まれること。</p> <p>(4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。</p> <p>(5) 過去に給付金等の支給を受けていないこと。</p> <p>(対象資格)</p> <p>第4条 給付金の支給の対象となる資格は、原則通学制により取得する資格で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 看護師</p> <p>(2) 准看護師</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 介護福祉士</p> <p>(5) 作業療法士</p> <p>(6) 理学療法士</p> <p>(7) 歯科衛生士</p> <p>(8) 美容師</p> <p>(9) 社会福祉士</p>	

- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師
- (12) 前各号に準じる資格で、市長が認めるもの
(事前相談)

第7条 給付金の支給を受けようとする者（以下「受給希望者」という。）は、原則として、養成訓練を始める前に取得を希望する資格又は取得後の研修等について、事前相談を行うものとする。

2 市長は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項の職務を行なうために設置した母子・父子自立支援員をして申請者に対し事前相談に応じるとともに、事業の対象者の該当の有無を確認するものとする。

3 母子・父子自立支援員は、事前相談において、養成訓練の内容、希望職種及び受講後の就業の展望等に関して聴取し、その家庭の自立が効果的に図られると認められる場合は、事業の事前登録に関する手続等を指導する。

(事前登録の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、受給要件及び資格取得の必要性等の審査を行い、事前登録の可否を決定するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、就労関係の専門家等の意見を聴くことができる。

2 略